

『平成18年度施策実施状況調書』

施策名		(施策41) 国際放送の推進			担当部局名	情報通信政策局 衛星放送課		
施策の概要		我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によって国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するとともに、在外邦人に対して必要な情報を提供することを目的として推進。放送法第33条に基づき国際放送の実施を日本放送協会に対して命令。国際放送を実施する日本放送協会は、毎月、国際放送の実施状況を提出。また、開発途上国に対する通信・放送における技術協力基盤の強化等の観点から開発途上国に提供する我が国放送番組の外国語改編への支援を実施。その実施状況を把握することをもって、本施策の主な指標とする。						
主な指標の状況		主な指標等		目標年度	15年度	16年度	17年度	
		国際放送の実施状況	毎月、把握する	毎年度	把握実施済み	把握実施済み	把握実施済み	
施策の主な実施手段の状況	予算執行を主とするもの	事業名	概要		15年度	16年度	17年度	
		国際放送の実施	聴取状況等を踏まえた放送番組の充実と普及を図った。		1,973百万円	2,274百万円	2,274百万円	
	放送番組の外国語改編への支援	国際番組ライブラリーの充実を図った。		65百万円	51百万円	46百万円		
	制度の企画・運用を主とするもの	項目	概要					
		—	—		—			
情報提供等を主とするもの、その他	項目	概要						
	—	—		—				
(業務改善への取組状況)								
これまでの取組を継続すべき。								
本施策に関する課題等の状況	<p>国際放送の実施については、今後も、この取組を継続し、国際放送を通じて国際社会における我が国に対する理解を深めかつ広めるとともに、在外邦人の期待に応えるため、国際放送の視聴状況の把握に努めるなどしながら、国際放送の実施を推進することが必要である。放送番組の外国語改編への支援については、今後も、この取組を継続し、開発途上国の番組に対する要望、反響に応えることが重要である。そのためには需要の的確な把握、分析、そして、開発途上国に対する周知・広報活動に努めるなどしながら、本件支援を実施することが必要である。</p> <p>また、「通信・放送の在り方に関する懇談会」において、国際放送の強化についての提言も打ち出されていることから、施策の具体化・実行可能な体制の整備について検討を行う必要がある。</p>					予	制	事
本施策に関する専門家の意見等	電波監理審議会において、毎年度末、日本放送協会に対する次年度の国際放送の実施命令を適当と認める旨の答申を受けており、国際放送の実施については、本政策の現状認識等について、この答申結果を参考とした。							
本施策に関する主な資料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本放送協会の業務報告書等 ○ 財団法人放送番組国際交流センターの業務報告書等 							